

いつか役に立つ

法律 知識

No.5



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

相続について④

遺産の取り分(相続分)について、前回に引き続き説明します。

(3)父母のみが相続人となる場合

民法は、父母間の遺産の分け方についても平等としています。したがって、父母共に存命であれば、父母の遺産の取り分は2分の1ずつとなります。父母のどちらかが亡くなっていれば、存命されている方が全ての遺産を受け継ぎます。

(4)兄弟姉妹のみが相続人の場合

子と父母については、相続人間の取り分は平等と説明しましたが、兄弟姉妹の場合、平等ではない場合があります。まず、このことについて説明します。前妻の子ども2人、後妻の子どもが1人、つまり、両親が同じ兄弟が2人、片親のみが同じ兄弟が1人いる家族を例に説明します。前妻の子ども1人が子をもうけず亡くなり、両親も既に亡くなっている場合、前妻の子ども1人と後妻の子ども1人が相続人となります。民法はこのよう

な場合、亡くなった方と片親のみ同じ兄弟は両親とも同じ兄弟の取り分の2分の1とすると定めています。遺産が300万円だとすると、前妻の子どもの遺産の取り分は200万円、後妻の子どもの遺産の取り分は100万円となるといこうとです。

これ以外の場合については、兄弟姉妹の取り分は平等です。

(5)子と配偶者が相続人となる場合

子と配偶者が相続人になる場合、民法は、配偶者の遺産の取り分を2分の1、子の遺産の取り分を2分の1と定めています。子が複数いる場合、2分の1を平等に分けることとなります。例えば、遺産が300万円、配偶者と子ども1人が相続人となる場合、配偶者は150万円、子どもも150万円の遺産を受け継ぎます。同様の例で、配偶者と子ども2人が相続人となる場合、配偶者は150万円、子ども2人は75万円ずつ受け継ぎます。子どもが3人の場合は、子どもは50万円ずつ遺産を受け継ぎます。

配偶者と父母が相続人となる場合と配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合については、次回に説明します。

賠償請求

はお済みですか？

第2回 家賃賠償

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズで解説しますので、ご一読ください。第2回は「家賃賠償」です。

内容

原発事故に伴う避難の継続によって発生した家賃(以下家賃等)の費用相当額が対象となります。浪江町のご自宅の新築・修理等が間に合わず、浪江町に借家を借りた際の家賃も賠償対象となります。

※復興公営住宅、アパート、マンション、サービス付き高齢者住宅、老人ホーム など

【参考】家賃等の費用の賠償

○:対象 X:対象外 △:対象だが支払い済み

費用	従来請求	包括請求	備考
家賃・入居費等	○	○	家賃賠償に含まれる
敷金	X	X	返還される費用のため対象外
共益費・事務費等	○	○	家賃賠償に含まれる
自治会費	X	X	任意加入のため対象外
退去時の修繕費	X	X	入居者の責任のため対象外
駐車場使用料	○	△	包括請求方式では、定額賠償額を超えた場合に追加賠償請求が可能
引越費用	○	△	

※従来請求は3か月ごとの請求、包括請求は一定期間をまとめた請求です。

賠償期間

避難指示区域にかかわらず平成23年3月～平成30年3月まで

注意点

原発事故前にお住まいだった借家に帰還した際に掛かる家賃は、賠償対象外となります。

請求する際は、以下の東京電力連絡先にご連絡ください。

東京電力連絡先

原子力損害賠償全般 TEL 0120(926)404
受付時間:9時～19時(月～金曜日、祝日を除く)
9時～17時(土・日曜日、祝日)

問 総合窓口課 賠償支援係

TEL 0243(62)1105